

第28期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第28期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）

株式会社ピー・ビーシステムズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

(内部統制システムの整備に関する基本方針)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、「株式会社ピー・ビーシステムズ 企業倫理綱領」を制定し、代表取締役社長が中心となってその精神を役職員に周知する。会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。

また、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査の方針に基づいて監査するとともに、定期的に検証を行うことで、課題の早期発見と是正に努めることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）を行い、経営判断等のもととなった関連資料とともに保存する。文書管理においては、主管部門を設置し、管理対象文書をその保管場所、保存期間及び管理方法等を定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 主管部門及び文書保管部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的に改善を行う。

(4) 内部監査部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関して監査を行う。主管部門及び被監査部門は、是正又は改善の必要がある場合には、その対策を講ずる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、代表取締役社長が任命した内部監査担当者が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(2) 重大なリスクに対してしかるべき予防措置をとることとし、緊急時の対策等をマニュアル等に定め、リスク発生時には、これに基づき対応を行う。

(3) 取締役会は、必要に応じて外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(2) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。

- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確化するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (4) 内部監査部門は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときは、速やかに措置を講ずる。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役による監査が実効的に行われることを確保するために、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、必要と認める人員を補助すべき使用人として指名する。
6. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とし、その任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役の事前の同意を必要とする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- (2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する。
- (3) 上記(1)から(2)の監査役への報告を行った者に対して、これを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換の他、意思の疎通を図るものとする。
- (2) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- (3) 監査役は必要に応じて、独自に外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）を活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
10. 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
- (1) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 財務報告に関して虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。

- (3) 内部監査部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会又は経営会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる方針及び手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- (5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の取引を許容しない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方として、以下の体制を整備する。

- (1) 反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応並びに役職員への教育については、総務部を統括部門とする。
- (2) 総務部は、随時関係行政機関や弁護士に相談を行い、助言、指導等を受けることとする。
- (3) 各業務執行部門は、取引先に対する反社会的勢力に関する調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の業務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役2名が、開催された取締役会全て（うち1名は2023年12月21日就任後開催された取締役会10回全て）に出席いたしました。その他、監査役会は14回、コンプライアンス委員会は8回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び経営企画部、監査法人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っており、当社代表取締役社長との意見交換会は4回開催いたしました。
- ③ 経営企画部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しました。

株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 純 資 産 計 | |
|---------|---------|-----------|--------------|--------------|--------------------|------------------|----------|-----------|--------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | 自己株式 | | 株主資本計 合 計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当期首残高 | 350,264 | 350,264 | 350,264 | 165 | 646,260 | 646,425 | △85,606 | 1,261,347 | 1,261,347 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 255,821 | 255,821 | | 255,821 | 255,821 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △80,869 | △80,869 | △80,869 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 255,821 | 255,821 | △80,869 | 174,951 | 174,951 |
| 当期末残高 | 350,264 | 350,264 | 350,264 | 165 | 902,081 | 902,246 | △166,476 | 1,436,299 | 1,436,299 |

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

| | | |
|--------------------|----------------|---|
| 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 商品及び製品、仕掛品、原材料 | … 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | 有形固定資産 | … 定率法を採用しております。 但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年 構築物 10年～20年 工具、器具及び備品 4年～15年 |
| | 無形固定資産 | … ①市場販売目的のソフトウェア 見込販売可能期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額により償却しております。 ②自社利用目的のソフトウェア 社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| 3. 引当金の計上基準 | 受注損失引当金 | … 受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる受注契約に係る当該将来損失見込額を計上しております。 |

4.収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ソフトウエア開発、システム構築等

ソフトウェア開発、システム構築等の成果物に関して顧客の検収が要件となるサービスの提供において、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、これに応じて当社の履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合又は少額である場合には、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、準委任契約による役務提供取引においては、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で収益を認識しております。

② 保守・運用サービス

システム環境等の当社が提供する保守等は、契約期間にわたって保守・運用サービスを提供しており、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定期間にわたり充足される履行義務として、経過期間に基づき収益を認識しております。なお、保守・運用サービスの提供にあたり、メーカー等仕入先によるハードウエア・ソフトウェア本体に係る保守等は、少額なものを除き、当社が提供する保守等契約と同様にその契約期間にわたり収益を認識しております。

③ 製品及び商品の販売

構築作業等を伴わない製品及び商品の販売では、顧客への納品が完了した時点で履行義務が充足されると判断しており、一時点での収益を認識しております。なお、国内の販売において出荷時から商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時の一時点で収益を認識しております。

④ ライセンスの販売

ソフトウェアライセンスの販売は、当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動や、ライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施することなく、ソフトウェア使用权を付与する履行義務を負っております。当該履行義務は製品を引き渡す一時点において顧客が製品に対する支配を獲得し充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑤ クラウドサービス

ソフトウェアライセンスがクラウドサービス上で提供される場合には、通常のライセンス使用权とサポートサービス等が一体となって顧客に提供されるため、それらを単一の履行義務として識別しております。このサービスについては、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定期間にわたり充足される履行義務として、経過期間に基づき収益を認識しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|---|-----------|
| 売上高 | 3,107,969 |
| (うち、一定の期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度 に応じて認識した収益) | 753,270 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、ソフトウェア開発、システム構築等の成果物の引き渡し義務を負う一定の請負契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして当事業年度末までの履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、その進捗度に応じて収益を認識する方法を適用しています。当該進捗度は、プロジェクトの見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合（インプット法）に基づき算定しています。

② 主要な仮定

見積総原価は、原則として契約ごとの作業内容及び工数に要因別の単価を乗じることで合理的に見積もっています。

当社は、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、見積総原価を見直しています。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当社は、見積総原価と発生原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の見積総原価を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社の損益に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|--------|--------|
| 繰延税金資産 | 16,202 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、当該将来事業年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 38,181千円

2. 当座貸越契約

当社は、効率的な運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|------------|-----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 330,000千円 |
| 借入実行残高 | -千円 |
| 差引額 | 330,000千円 |

3. 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|------|-------------|
| 売掛金 | 1,488,383千円 |
| 契約資産 | 27,344千円 |

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

(受注損失引当金繰入額)

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、241千円です。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) | 摘 要 |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 普通株式 | 6,583,500 | - | - | 6,583,500 | |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) | 摘 要 |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 普通株式 | 111,095 | 129,200 | - | 240,295 | |

(注) 自己株式の数の増加は、会社法第165条第3項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当事業年度における配当金の支払いはありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決 議 予 定 | 株 式 の 種 類 | 配 当 金 の 総 額 | 配 当 の 原 資 | 1 株 当 た り 配 当 額 | 基 準 日 | 効 力 発 生 日 |
|-----------------------|--------------|----------------|-----------|--------------------|------------|-------------|
| 2024年12月19日 定時株主総会 | 普通株式 | 63,548千円 | 利益剰余金 | 10.00円 | 2024年9月30日 | 2024年12月20日 |

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 119,200株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

経営計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、受取手形、売掛金及び契約資産は顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、預り金、未払消費税等、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における債権管理責任者が取引先の状況をモニタリングし、取引先別に債権残高、回収期日を管理するとともに、経営状況の異常等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業債務の一部には、外貨建取引のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約等を行う方針であります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部門からの報告に基づき担当部署が随時、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------|------------------|----------|---------|
| 長期借入金 | (24,281) | (24,281) | (-) |

- ※1 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」については、すべて短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2 負債に計上されている金融商品については、() で示しております。
- ※3 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- ※4 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、当事業年度末における貸借対照表計上額は、2,511千円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区 分 | 時 価 | | | 合 計 |
|-------|------|----------|------|----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 長期借入金 | - | (24,281) | - | (24,281) |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 商品評価損 | 4,567千円 |
| 未払賞与 | 11,076 |
| 受注損失引当金 | 73 |
| 収益認識基準対応 | 109 |
| 敷金償却 | 1,294 |
| 減損損失 | 248 |
| 未払事業税等 | 4,417 |
| 繰延税金資産小計 | 21,787 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △5,585 |
| 評価性引当額小計 | △5,585 |
| 繰延税金資産合計 | 16,202 |
| 繰延税金負債 | - |
| 繰延税金負債合計 | - |
| 繰延税金資産純額 | 16,202 |

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所 有(被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----------------|-----|----------------------|-------------------|------------------------|-------------------|------------------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 富田 和久 | - | - | 当社 代表取締役 社長 | (被所有) 直接15.4% | 当社 代表取締役 社長 | 地代家賃に 対する債務 被保証 (注) | - | - | - |

(注) 当社は事務所の賃貸借契約に対して、代表取締役である富田和久より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。地代家賃支払いに対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、当事業年度の保証対象に係る消費税等を除く賃借料合計は、13,844千円であります。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | 合計 |
|-----------------------|--------------------|-------------------|-----------|
| | セキュアクラウド システム事業 | エモーショナル システム事業 | |
| 一時点で移転される財又はサービス | 2,315,501 | 39,197 | 2,354,698 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 744,871 | 8,398 | 753,270 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,060,373 | 47,595 | 3,107,969 |
| その他の収益 | - | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 3,060,373 | 47,595 | 3,107,969 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 当事業年度 | |
|---------------|---------|-----------|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 512,719 | 1,488,383 |
| 契約資産 | 10,833 | 27,344 |
| 契約負債 | 286,443 | 226,479 |

契約資産は、主にシステム開発等における請負契約に基づいて、進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に保守やクラウドサービス等の取引のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について顧客から受領した前受金であり、保守期間又はサービス期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、製品及び商品販売取引で商品等の引き渡し時点で収益を認識する取引において、商品の引き渡し前に既に受領した対価についても同様の取扱いとしております。これらの前受金については、貸借対照表上、流動負債の前受金及び固定負債の長期前受金に含まれております。

また、当事業年度に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債に含まれていた金額は、174,639千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、保守やクラウドサービス等の取引における履行義務については、履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って認識していることから、それぞれ注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 226円43銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 40円06銭 |

XI. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式取得)

当社は、2024年9月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

1. 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じた株主の皆様への利益還元、及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を図るため

(2) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(3) 取得し得る株式の総数 300,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 4.70%)

(4) 株式の取得価額の総額 180,000千円 (上限)

(5) 取得期間 2024年9月13日～2024年12月24日

(6) 取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく、東京証券取引所における市場買付け

2. 2024年10月1日以降の取得状況

(1) 取得した株式の種類 当社普通株式

(2) 取得した株式の総数 74,500株

(3) 株式の取得価額の総額 45,095千円

(4) 取得期間 2024年10月1日～2024年10月31日 (約定ベース)

(5) 取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく、東京証券取引所における市場買付け